

**平成24年 第1回**

**仁木町議会臨時会会議録**

**開 会 平成24年5月1日**

**閉 会 平成24年5月1日**

**仁 木 町 議 会**

## 平成24年第1回仁木町議会臨時会議事日程

- 
- ◆日 時 平成24年5月1日（火曜日）午前10時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）  
日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第10 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第2号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第3号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第4号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

## 平成24年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成24年 5月 1日 午前10時30分  
閉 会 平成24年 5月 1日 午後 2時07分

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子 2 番 嶋 田 茂 3 番 宮 本 幹 夫  
4 番 大 野 雅 義 5 番 山 下 敏 二 6 番 林 正 一  
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 水 田 正

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 三 浦 敏 幸 教育委員会委員長 高 木 僚 一  
副 町 長 吉 本 潔 教 育 長 原 田 修  
総 務 課 長 岩 井 秋 男 教 育 次 長 角 谷 義 幸  
財 政 課 長 岩 佐 弘 樹 監 査 委 員 中 西 勇  
会 計 管 理 者 鹿 内 力 三  
企 画 課 長 鈴 木 昌 裕  
住 民 課 長 門 脇 吉 春  
ほ け ん 課 長 土 井 幸 夫  
農 政 課 長 川 北 享  
建 設 課 長 林 典 克

## 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜 野 崇  
議 事 係 長 本 多 弘 一

## 開 会 午前10時30分

---

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から平成24年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、5月1日火曜日に議会運営委員会を開催し、平成24年第1回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には承認4件、議案4件の合計8件が付議されております。次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第9号の専決処分、日程第10号から第12の補正予算、日程第13の条例制定については、いずれも即決審議でお願いいたします。次に、会期について申し上げます。平成24年第1回仁木町議会臨時会招集日は、本日、5月1日火曜日。会期が、開会が5月1日、閉会が5月1日の1日限りといたします。最後に、その他事項として当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、5月1日の1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月1日の1日限りとすることに決定しました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書。平成24年度第1回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。次に、平成24年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。北海道の長い冬が終わりを告げ、仁木町にも果樹園の新緑が映えるまばゆい季節が訪れました。これからは農作業の本番となり、果実の里にもようやく躍動感が伺われるようになりました。春うらかな4月6日には小学校、9日には中学校の入学式に出席をし、澄んだ瞳と明るい笑顔に接し、子どもたちの無限の可能性を覚えてまいりました。また、老人クラブ、観光協会等の総会、総代会が開催され、仁木町議会を代表して日頃の議会運営に対するご協力への感謝と関係団体の益々のご隆盛・ご発展を祈念する旨申し述べてまいりました。私の代理として、銀山小学校・仁木中学校の入学式に出席いただきました横関副議長をはじめ、議員各位にこの場をお借りしてお礼を申し上げる次第であります。本日の臨時会は、新年度を迎えての初の議会です。4月の人事により、岩井総務課長、岩佐財政課長、鹿内会計管理者が新しく説明員として出席されております。お三方には少しでも早く、所掌事務・業務を通曉されることをご期待申し上げ、私の諸般の報告といたします。

---

#### 日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。平成24年第1回仁木町議会臨時会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、各種団体の総会等、あるいは家業並びに雪解け後の片付け、さらには大型連休の中日ということもあり、公私共にご多用のところ、こうして全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長様にも、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ご承知のことと存じますが、道南松前町では桜も満開になったようでありますし、昨日は札幌市において14年ぶりで4月に夏日となる25℃の気候との報道もされております。仁木町におきましても、札幌市と同様の気候となりました。町内では、ハウスの組み立てやトラクターの音が鳴り響くなど、農業の町として活気づいてまいりました。このまま温暖な天候が続き、すべての作物において豊作であることを心から願う次第であります。

さて本題に戻りますが、今臨時会には只今、山下議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認案件として、平成23年度一般会計、国保特別会計、簡水特別会計、後期高齢者特別会計の専決処分予算、計4件と補正予算議案として、平成24年度一般会計補正予算（第1号）をはじめ、簡水特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者特別会計補正予算（第1号）の計3件、仁木町税条例の一部を改正する条例制定議案1件、合計で8件提出いたしております。格別のご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。平成24年第1回仁木町議会臨時会開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに、仁木商業高等学校の利活用・譲与・貸与について、申し上げます。本年3月末に閉校となりました仁木商業高等学校の利活用（譲与）につきましては、先の仁木町議会全員協議会におきまして説明しておりますが、昨年11月から町内の有識者や関係団体の代表者及び公募委員等による仁木町公有財産利活用計画検討委員会、さらには町職員によるプロジェクトチームを設置し、種々協議・検討を行ってきたところであります。検討委員会では、29項目の各種利活用のアイデアを提出いただき、熱心な議論を行っていただきましたが、施設規模や事業主体及び維持管理経費などの課題に対する有効な解決策が見いだせず、3月16日付けにて譲与による施設の利活用は困難であるとの検討報告をいただいたことから、町として熟考を重ね、その結果、検討委員会報告を尊重するとしたところであります。4月18日開催の仁木町議会全員協議会におきまして、議員各位にご理解をいただき、町の考え方をはっきりと北海道に申し上げた方が良いとのご意見を賜りましたので、4月27日に北海道教育庁に伺い、高橋教一教育長に対しまして、譲与を受けないこと及び校舎棟の取り壊し後においては、グラウンド及び校舎跡地を仁木町へ譲与していただきたい旨の要望を文書で行ってまいりました。議員皆様にご考察・ご高配を賜り、感謝申し上げる次第であります。

次に、東日本大震災による瓦礫の広域処理及び原子力発電所の安全対策要望について、申し上げます。平成24年3月23日付けで北海道知事から東日本大震災に起因する瓦礫の広域処理への協力についてとして文書で依頼がありましたが、可燃物につきましては、現在、北後志管内の6市町村で広域処理を行っていることから、本町だけでは判断ができないことまた、不燃物につきましては、第2期埋立地の容量計算上、災害廃棄物の受け入れは考慮していないこと、放射線汚染物質による健康被害に関してのデータがないこと、及び風評被害への懸念等により、本町では受け入れはできないと判断いたしております。また、3月27日、私は後志町村会の町村長をはじめ、小樽市長とともに、泊発電所の安全性の強化、原子力防災対策及び再生可能エネルギーの積極的活用などを記載した原子力発電所の安全対策と再生可能エネルギーの積極的活用に関する要望書を国、北海道及び北海道電力に提出し、要請してまいりました。今後におきましても、後志管内の広域的な取り組みとして、北海道や国に対し、原子力発電所の更なる安全対策等を求めてまいります。

次に、第2期一般廃棄物最終処分場建設工事の完成について、申し上げます。第2期一般廃棄物最終処分場建設工事につきましては、平成22年11月8日から平成24年3月10日までを工期とし、阿部・中村・仁木重機経常建設共同企業体（JV）受注の下、工事が行われ、契約工期内の3月9日に完成いたしました。第2期一般廃棄物最終処分場に関しましては、本年度から平成38年度までの15年間の供用期間を予定しておりますが、埋め立て予定期間を1年でも長く延命できるように、町民の皆様にごみの減量化を呼びかけ、ご協力をお願いしてまいります。なお、現在使用中の第1期一般廃棄物最終処分場につきましては、本年9月まで埋め立てが可能でありますことから、その後1m程度の覆土を行い、廃止することとしております。なお、排出し続ける漏水は、排水基準等に適合する平成27年度、おおむね3年程度まで適切な管理を行ってまいります。

次に、きめ細かな交付金事業の実施結果について、申し上げます。本事業は、平成23年3月10日付けで交付決定された国の交付金を活用し、計7事業を実施したものであります。すべての事業を平成23年度に繰り越し、事業完了に伴い平成24年4月12日付けで北海道知事から交付額確定通知を受けております。全7事業に係る総事業費は6964万1000円。財源内訳につきましては、きめ細かな交付金5448万2000円となり、

一般財源の持ち出しは1515万9000円という結果となりました。なお、きめ細かな交付金事業の詳細につきましては別紙のとおりでありますので、後程ご高覧願います。5ページに掲載してございます。

次、6ページでございます。次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業の実施結果について、申し上げます。本事業は平成23年3月10日付けで交付決定された国の交付金を活用し、事業を実施したものであります。本事業を平成23年度に繰り越し、事業完了に伴い平成24年4月12日付けで北海道知事から交付額確定通知を受けております。本事業に係る総事業費は1036万3742円。財源内訳につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金1036万3000円となり、一般財源の持ち出しは742円という結果となりました。なお、詳細につきましては別紙のとおりでありますので、後程ご高覧願います。7ページに詳細を載せてございます。

次、8ページでございます。平成23年度除雪業務について、申し上げます。昨シーズンの降雪量及び積雪量、これは北後志消防組合仁木支署調べでございます、につきましては、3月末現在、累積降雪量が6m57cmで過去5年間の平均を68cm上回り、また、最大積雪量は2月18日時点で1m38cmに達し、過去5年間の平均を35cm上回りました。さらには、1月・2月の平均気温が氷点下5.8℃と過去5年間の平均気温より2.4℃ほど低く、積もった雪が解けにくい寒さ厳しい豪雪の年でありました。このため、道路脇の雪山が高く見通しが悪い箇所については、逐次良好な視界を確保するため雪山の段切り等を行って対処してまいりました。このようなことから、除雪作業に要した時間は除雪車両22台、貸与車7台、受託者の所有車15台の合計で実働時間が3841時間となり、設計時間過去10年間の実働時間の平均時間2971時間に対し、129%、870時間増となったため、委託料の設計変更を行ったところであります。除雪業務委託料の設計変更につきましては、実働時間が設計時間の120%を超えた場合、120%を超えた部分に対して増額の設計変更を行うこととし、70%を超え90%未満の場合は、90%を下回った部分に対して減額の設計変更を行うこととしております。なお、90%以上120%以下の場合は、設計変更を行わないこととしており、委託料の70%を最低保障することとしております。設計変更額につきましては、実働時間を基に各車両の金額を算出した結果、設計変更後の委託代金が5279万5000円となり、当初の委託代金4861万5000円に対し、418万円の増額となりました。なお、除雪業務委託料の設計変更に関わります専決補正予算を本臨時会に計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めておはようございます。平成24年第1回仁木町議会臨時会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

平成24年度全国学力・学習状況調査について、申し上げます全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、小学校6年生と中学校3年生を対象にした文部科学省が行う全国学力・学習状況調査の抽出調査と希望調査が4月17日に実施されました。東日本大震災の影響により2年ぶりの実施となりましたが、道内においては、札幌市を除くすべての市町村の小中学校で実施されました。仁木町につきましては、希望調査として参加しまして、小学校2校22名（仁木17名・銀山5名）、中学校4名の病欠を除く2校36名（仁木30名・銀山6名）の全員が参加し、実施しております。今回の調査は、従来の国語と算数・数学のほか、初めて理科が変わり、基礎的知識と知識の活用を問う問題、さらには、学習意欲や環境など生活習慣を尋ねるアンケートも同時に実施されました。調査結果につきましては、文部科学省から公表され次第その結果を参考にしまして、教育指導方法方法等の工夫改善が図られるよう、活用してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（水田 正）原田教育長の教育行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

## 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（水田 正）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。次に、専決の処分書でございます。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年3月30日、仁木町長 三浦敏幸。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4241万9000円を減額して、予算の総額を34億2193万9000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表・地方債補正によるものでございます。平成24年3月30日専決、仁木町長 三浦敏幸。なお、専決補正予算の詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第1号『平成23年度一般会計補正予算（専決第4号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から3ページに移りまして、21款、町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計4241万9000円を減額し、補正後の歳入合計額を34億2193万9000円とするものでございます。

続きまして4ページ、歳出でございます。1款、議会費から次のページ、14款、予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計4241万9000円を減額し、補正後の歳出合計額を34億2193万9000円とするものでございます。

次に6ページ、第2表 地方債補正、1. 変更でございます。すべて事業費の確定に伴う借入限度額の減でございます。上段から銀山中団地建設事業につきましては、4110万円を減額し、借入限度額を1億7450万円に変更するものでございます。次に、(仮称)町道銀山中団地前線整備事業につきましては、670万円を減額し借入限度額を2160万円に、仁木町社会福祉協議会補助事業につきましては、230万円を減額し借入限度額を730万円に、デイサービスセンター運営補助事業につきましては、110万円を減額し借入限度額を1340万円に、農業振興推進事業につきましては、50万円を減額し借入限度額を100万円にそれぞれ変更

し、平成23年度の借入限度額合計を5億2768万3000円から5170万円を減額いたしまして、4億7598万3000円に変更するものでございます。

次のページに移ります。7ページ、事項別明細、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に8ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金3993万1000円の減、地方債5170万円の減、その他財源1万8000円の増、一般財源4919万4000円の増でございます。

続きまして9ページ、歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、額の確定及び収入見込みによりまして、48万8000円を増額するものでございます。2項、1目、固定資産税につきましても、額の確定及び収入見込みにより34万4000円を増額するものでございます。3項、1目、軽自動車税につきましては、額の確定により7000円を増額するものでございます。4項、1目、市町村たばこ税につきましても、額の確定により95万円を増額するものでございます。なお、町民税個人、固定資産税の現年課税分につきましては、5月31日の出納閉鎖までの見込額での補正でございます。

次のページ、10ページでございます。2款、地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税につきましても、額の確定により39万8000円を減額するものでございます。2項、1目、自動車重量譲与税につきましても、額の確定により208万6000円を減額補正するものでございます。

次のページ、11ページでございます。3款、1項、1目、利子割交付金につきましても、額の確定により9万5000円を減額補正するものでございます。

次にページ、12ページでございます。4款、1項、1目、配当割交付金につきましても額の確定により、4万2000円を減額補正するものでございます。

次に、13ページでございます。5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により11万8000円を減額補正するものでございます。

次に、14ページでございます。6款、1項、1目、地方消費税交付金、こちらの額の確定によりまして339万8000円を増額補正するものでございます。

次に、15ページでございます。7款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金につきましても、額の確定により58万2000円を減額補正するものでございます。

次に16ページ、8款、1項、1目、自動車取得税交付金につきましても、額の確定によりまして99万3000円を減額補正するものでございます。

次に、17ページでございます。10款、1項、1目、地方交付税につきましても、額の確定により特別交付税4764万8000円を増額補正するものでございます。例年1億2000万円前後の交付がございまして、平成23年度は1億2764万8000円でございます。大きく増額補正となった理由といたしましては、当初予算額を例年より2000万円低い8000万円で計上していたことによります。地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の一環といたしまして、交付税総額における特別交付税の割合、現行6%を平成23年度に5%、平成24年度には4%と段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることになっておりました。法改正当初は、平成23年度から実施の予定でありましたが、昨年3月31日に急遽3年先送りするとの法改正がなされ、現在に至っているという状況でございます。

続きまして18ページ、11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により7

万4000円を減額補正するものでございます。

次に19ページ、12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金につきましては、養護老人ホーム施設入所者徴収金の額の確定により21万5000円を増額するものでございます。2目、衛生費負担金につきましても、額の確定により8万8000円の減額、3目、農林水産業費負担金につきましては、収入実績によりまして227万1000円を減額するものでございます。

次に、20ページでございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料につきましては、額の確定により7000円を減額するものでございます。2目、民生使用料につきましては、それぞれの保育所使用料収入の増減により128万3000円の増、3目、衛生費使用料につきましては、額の確定によりまして32万3000円の増、4目、土木使用料につきましては、次のページにもまたがっておりますが、収入見込み、又は額の確定により9000円を増額するものでございます。

21ページでございます。5目、教育使用料につきましては、額の確定により4万円を減額するものでございます。2項、手数料、1目、総務手数料につきましても、額の確定により28万3000円を増額するものでございます。

次のページに移ります。22ページでございます。2目、衛生手数料につきましては、額の確定により20万1000円を増額補正するものでございます。3目、農業手数料につきましても、額の確定により1000円を増額するものでございます。

次に、23ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、39万円の減額。内訳といたしましては、自立支援医療費給付負担金が16万4000円の減額、保育所児童入所措置費負担金が2万4000円の増額で、共に額の確定によるものでございます。老人医療費、老人医療給付費につきましては、医療給付実績がなかったことにより25万円全額を減額してございます。2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金につきましては、120万4000円の減額、地域生活支援事業費等補助金128万2000円の減額をはじめ、それぞれ額の確定によるものでございます。次に、4目、土木費国庫補助金3238万3000円の減額。内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金、地域活力基盤創造交付金が300万円減額。これは除雪業務にかかる交付金でございまして、額の確定による現額でございます。地域住宅交付金につきましては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業にかかる分が13万8000円の減額、銀山中央団地建設に係る分が事業費確定により2924万5000円の減額で、計2938万3000円を減額するものでございます。次に5目、教育費国庫補助につきましても、額の確定によりまして小学校費補助金8万9000円の増額、中学校費補助金は1万2000円の計7万7000円を増額するものでございます。

次のページに移ります。24ページでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金は、額の確定により5000円を減額するものでございます。2目、民生費委託金35万3000円の増額補正につきましては、国民年金事務委託金が精算により収入見込みの増で18万6000円の増額、特別児童扶養手当事務取扱交付金が4000円の減額、子ども手当事務委託金は額の確定による17万1000円の増額でございます。

続きまして、25ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金111万円の減額補正につきましては、1節から6節までそれぞれ額の確定によるものでございます。2項、道補助金、1目、総務費補助金も額の確定により1000円の減額。2目、民生費補助金234万1000円の減額補正につきましても、1節から次のページに移りまして、2節までそれぞれ額の確定、又は収入見込みによる減額でございます。3目、衛生費補助金193万9000円の減額補正につきましても、1節、2節、それぞれ額の確定に

よる減額でございます。4目．労働費補助金23万8000円の減額補正につきましても、収入見込みによる減額でございます。5目．農林水産業費補助金38万8000円の減額補正につきましても、額の確定による減額でございます。

次に、27ページでございます。3項．道委託金、1目．総務費委託金36万3000円の減額補正につきましては、1節から5節までそれぞれ額の確定によるものでございます。3目．土木費委託金につきましては、額の確定により1000円を増額するものです。

次に、28ページでございます。16款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入115万6000円の増額補正につきましては、額の確定、又は収入見込みによる増額でございます。そのうち建物貸付収入につきましては、住宅貸付期間の延長に伴う増で116万6000円の増額補正とするものです。2目．利子及び配当金1万円の増額補正につきましては、ようてい森林組合の出資配当金1万円がございましたので、増額するものでございます。2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入7万6000円の増額補正につきましては、砥の川地先の町有林伐採後の搬出材をようてい森林組合が買い受けたものでございます。物品売払収入につきましてはなかったため5000円を減額し、廃目とするものでございます。

次のページに移ります。29ページでございます。17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、2件7万円の寄附がございました。さらに、銀山小中学校の図書購入として1件20万円の振興寄附がございましたので、合計27万円を増額してございます。寄附金につきましては、歳出でふるさと振興基金に積み立てをするものでございます。平成23年度の一般寄附金の合計は23件でございまして、うち現金が21件172万637円となっております。そのうち、ふるさと納税は4件28万円ございました。

次のページに移ります。30ページでございます。繰入金につきましては、財政調整基金繰入をしなかったため1000円を減額し、廃款とするものでございます。

次のページに移ります。31ページでございます。20款．諸収入、1項．延滞金加算金及び過料、1目．延滞金につきましては、額の確定により2000円を減額するものでございます。加算金とその下過料につきましては、収入がなかったためそれぞれ1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。その下、町預金利子につきましても一時運用金の利子がなかったため、1000円を減額いたしまして廃項とするものでございます。3項．1目．貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の一括返還による増などによりまして、48万6000円を増額するものでございます。4項．受託事業収入、2目．後期高齢者医療広域連合受託事業収入13万1000円の減額補正につきましては、額の確定によるものでございます。3目．地域支援事業受託収入72万6000円の減につきましても、収入見込みによる減額でございます。

次のページに移ります。32ページ、5項．雑入、滞納処分費、その下の弁償金と違約金及び延納利息につきましては収入がなかったため、それぞれ1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。4目．雑入につきましては額の確定、又は収入見込みによりまして17万8000円を増額するものでございます。

続きまして、35ページでございます。老人保険支払基金交付金収入につきましては、医療給付実績がなかったことに伴い、交付金収入もなかったことによりまして、廃目とするものでございます。7目．介護保険収入5万2000円の増額補正につきましては、額の確定によるものでございます。

次に、36ページでございます。21款．町債につきましては、先程6ページの第2表、地方債補正で説明した部分でございます。以上で歳入を終わりました、引き続き歳出をご説明いたします。

37ページでございます。1款、1項、1目、議会費22万3000円の減額補正につきましては、38ページ、18節、備品購入費の図書備品が未執行による2万円の減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、39ページに移ります。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費596万3000円の減額補正につきましては、1節、報酬の特別職報酬等審議会、それから情報公開審査会及び個人情報保護審査会がそれぞれ未執行による5万円の減額でございます。それから、40ページの9節、旅費の費用弁償につきましても、この改正がなかったため未執行により9000円を減額するものでございます。それ以外は、執行残でございます。

続きまして41ページ、11節、需用費のうち機械器具等修繕6000円が未執行、それ以外は執行残でございます。

次に42ページ、12節、役務費のうち広告料3万円及び14節、使用料及び賃借料の自動車等借上料、これはタクシー代でございますが、こちら未執行による1万円を減額、19節、負担金補助及び交付金のうち各種会議出席負担金、次ページに移りますが、財政一般管理経費1万円が未執行、それ以外は執行残でございます。同じく43ページ、2目、交通安全推進費10万7000円の減額でございます。11節、需用費のうち修繕費3万円が未執行、それ以外は執行残を減額するものでございます。

次に、44ページでございます。3目、文書広報費60万2000円の減額補正につきましては、11節、需用費の機械器具等修繕がなかったため、修繕費3万円を減額、その他につきましては、執行残による減額でございます。4目、財産管理費465万6000円の減額補正につきましては、46ページに移りまして、16節、原材料費の10万円の減額及び47ページの18節、備品購入費15万3000円の減額が未執行で、それ以外は執行残でございます。同じく47ページ、5目、企画費3万9000円の減額補正につきましては、執行残でございます。9目、ふるさとづくり事業費につきましては、寄附金27万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費29万1000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。2目、賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。3項、戸籍住民登録費、48ページにまいりまして、1目、戸籍住民登録費291万8000円の減額補正につきましては、執行残でございます。4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費21万3000円の減額。それから49ページにまいりまして、2目、知事道議選挙費86万3000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、50ページでございます。5項、統計調査費、3目、工業統計調査費及び4目、経済センサス費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、51ページでございます。3項、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費29万2000円の減額補正につきましても、執行残を減額するものでございます。52ページ、2目、老人福祉費でございます。862万2000円の減額補正でございますが、54ページにまいりまして、19節、負担金補助及び交付金のうち医療給付費につきましては、医療給付実績がなかったことにより100万円が未執行、55ページにまいりまして、20節、扶助費の家族介護医療扶助につきましては利用者がいなかったため10万円が未執行、それ以外はすべて執行残でございます。同じく55ページ、3目、老人福祉施設費24万9000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。4目、心身障害者特別対策費517万2000円の減額補正につきましては、すべて執行残、又は支出見込みを減額するものでございます。

次に、57ページでございます。5目、国民年金事務費につきましては、財源内訳の変更でございます。

6目．後期高齢者医療100万1000円の減額補正につきましては、執行残でございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費56万1000円の減額補正につきましては、執行残でございます。58ページ、2目．乳幼児等医療費、12節．役務費、請求事務取扱手数料につきましては、件数の増による不足額を増額するものでございます。20節．扶助費につきましては、執行残でございます。3目．母子福祉費20万円の減額につきましては、執行残でございます。その下、4目．保育所費は438万6000円の減額補正でございます。そのうち大江へき地保育所運営委託料が371万円の減額となっております。理由といたしましては、児童数が20名を超えなかったことによる保育士1名分の人件費の減及び児童数減に伴う運営費の減によるものでございます。59ページでございます。中ほど、災害救助費につきましては、未執行による5万円を減額し廃項とするものでございます。

次に、60ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費328万3000円の減額補正につきましては、13節．委託料、妊婦検診委託料は受診回数の減により130万3000円を減額するものでございます。28節．繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、人件費の確定により10万5000円の減、国保税収入に伴う分といたしまして187万5000円の減、合計198万円を減額するものでございます。2目．老人保健推進費192万5000円の減額補正につきましては、8節．報償費、健康相談医師看護師等報償は、道の事業を活用したことにより100%補助となったことから全額12万円を減額。次のページに移りまして、13節．委託料、健康診査委託料につきましては、健診受診者の減及び医師派遣人数の減によりまして165万3000円を減額するものでございます。次に、3目．予防費758万5000円の減額補正につきましては、13節委託料、予防接種委託料は722万5000円の減。内訳といたしましては、新型インフルエンザから季節性インフルエンザ移行に伴い、ワクチン単価・接種回数全額公費負担者が生活保護世帯のみと変更されたことに伴う費用の減、子宮頸がんワクチンの供給不足による接種見合わせがあったこと等によりまして減額するものでございます。19節．負担金補助及び交付金につきましては、執行残でございます。続きまして、4目．環境衛生費229万4000円の減額補正につきましては、執行残、又は支出見込みを減額するものでございますが、8節．報償費、ごみ袋取扱報償につきましては、ごみ分別袋売り上げ増に伴う7万1000円の増額補正でございます。

続きまして、63ページでございます。5目．上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の歳出の減によりまして、繰出金923万9000円を減額するものでございます。

次に、64ページでございます。5款．労働費、1項．1目．労働諸費1万2000円の減額補正につきましては、執行残でございます。

次に、65ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費40万円の減額補正につきましては、8節．報償費、後継者育成対策推進報償、こちらは実績がなかったため30万円全額を減額するものでございます。また、11節．需用費も執行がなかったことによる減額、その他につきましては執行残による減額でございます。2目．農業総務費1000円の減額補正につきましては、執行残でございます。

続きまして66ページ、3目．農業振興費129万円の減額補正につきましては、67ページ、11節．需用費のうち機械器具等修繕がなかったことによる4万9000円の減額、その他につきましては執行残を減額するものでございます。

次のページ、68ページに移ります。5目．山村振興施設費114万4000円の減額補正につきましては、11

節、需用費、施設維持修繕が未執行により全額を減額し、13節、委託料につきましては執行残でございます。7目、農用地再編開発事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、林業費、1目、林業総務費66万4000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。

次のページに移ります。70ページ、7款、1項、商工費、2目、商工振興費414万9000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。19節、負担金補助及び交付金、イベント補助金300万円の減額につきましては、さくらんぼフェスティバル補助金300万円が道補助金として直接実行委員会に支払われたことにより、その分町からの補助金を減額するものでございます。

次に、72ページでございます。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費54万3000円の減額補正につきましては執行残、又は支出見込みを減額するものでございますが、11節、需用費、電気料につきましては果実とやすらぎの里公園の電気料に不足が見込まれましたので、不足分1万円の増額補正となっております。2目、土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費153万1000円の増額補正につきましては、次のページ、73ページでございますが、先程の行政報告でも申し上げたとおり、13節、委託料、除雪委託料につきましては昨年続く大雪により、仁木町町道等除雪委託業務の出来高は契約上で定める割合を超えたことによる設計変更がございましたので、当初契約額4861万5000円から新委託金5279万5000円となり、418万円が増となりました。そのため予算に不足が生じたので、不足分390万6000円を増額補正するものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。3目、道路新設改良費314万円の減額補正につきましては、工事請負費の執行残を減額するものでございます。

次に、74ページでございます。3項、河川費、1目、河川総務費211万4000円の減額補正につきましては、執行残を減額するものでございます。4項、住宅費、1目、住宅管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2目、住宅建設費8380万8000円の減額補正につきましては、次のページに移りまして、銀山中央団地建設事業工事請負費の執行残及び22節、補償補てん及び賠償金の執行残を減額するものでございます。

次に、76ページでございます。9款、1項、消防費、2目、水防費12万8000円の減額補正につきましては、13節、委託料の執行残を減額するものでございます。3目、災害対策費58万8000円の減額補正につきましても、それぞれ執行残でございます。

続きまして、77ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費10万円の減額補正につきましては、執行残でございます。2項、小学校費、1目、学校管理費158万2000円の減額補正となっておりますが、78ページ、11節、需用費の燃料費、重油につきましては、重油使用料の増によりまして63万4000円の増額をお願いするものでございます。79ページに移りまして、14節、使用料及び賃借料の機械借上料13万5000円につきましては、排雪未実施により全額の減額でございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。2目、教育振興費8万円の減額につきましても、執行残でございます。

次のページに移りまして、80ページでございます。3項、中学校費、1目、学校管理費164万2000円の減額補正のうち、7節、賃金2万4000円につきましては、教員住宅屋根除雪に実施による増、それから次のページに移りまして、上段の光熱水費、電気料4万円につきましては、電気料の不足分を増額するものでございまして、その他につきましては執行残を減額するものでございます。2目、教育振興費につきまし

ては、財源内訳の変更でございます。4項、社会教育費、次のページに移りまして、82ページでございます、1目、社会教育総務費63万1000円の減額補正につきましては、11節、需用費、消耗品費1万円、機械器具等修繕及び施設維持修繕のうち町民センターのそれぞれ10万円につきましては、執行しなかったため減額するものでございます。また、18節、備品購入費、図書備品につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金で購入したため、38万円全額を減額するものでございます。その他につきましては、執行残となっております。

次のページに移りまして、83ページでございます。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費を9万7000円増額するものでございます。8節、報償費、謝礼金3万2000円の減額につきましては執行残でございますが、各種スポーツ大会参加報償につきましては、町内中学生がスキークのイタリア・トッポリーナ大会に参加したことに伴う派遣経費に係る12万9000円の増額補正でございます。2目、体育施設費4万5000円の増額につきましては、町営水泳プールのろ過機塗装に係る補正でございます。3目、学校給食費は44万8000円の減額補正となっておりますが、84ページ、11節、需用費の燃料費、軽油につきましては単価上昇により9000円の増額、光熱水費、電気料につきましては最大需要電力の上昇に伴う不足分5万6000円の増額補正となっております。また、12節、役務費、運搬料、これは米飯運搬料の3月分不足額を増額するものでございます。また、細菌検査料につきましても、食品残留農薬検査の支出見込みの増に伴う5万2000円の増額補正となっております。

次に、85ページでございます。4目、スキー場管理費29万8000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、86ページでございます。11款、災害復旧費、1項、公共土木施設災害復旧費、1目、河川災害復旧費6万8000円の減額補正につきましては、災害査定用重機借上料の未執行による減額でございます。

次に、87ページでございます。12款、1項、公債費、1目、元金80万円の減額につきましては、額の確定による執行残でございます。2目、利子187万円の減額補正につきましては、長期償還利子は執行残でございます。一時借入金利子につきましては、借り入れがなかったため未執行により119万5000円全額を減額するものでございます。

次に、88ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、1億2295万6000円を基金に積み立てるものでございます。4目、土地開発基金につきましては、基金財産使用料4件分4万5000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、89ページでございます。14款、1項、1目、予備費につきましては、執行残106万6000円を減額補正するものでございます。

91ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）只今、財政課長から説明がありました平成23年度一般会計補正予算（専決第4号）におけます68ページ、6款、農林水産業費、5目、山村振興施設費、11節、需用費の修繕費における山村開発センター管理運営費で105万円の減額につきまして、経過並びにお詫びを申し上げます。

このことにつきましては、昨年10月13日に行われました山村開発センターの消防設備点検によりまして、火災受信機の経年劣化により修繕が必要との指導を受けましたことから、昨年12月議会で補正予算を計上

したものでありますが、修繕の発注を失念し未執行になりましたことから減額したものであります。しかしながら、修繕は行わなければなりませんので、このたびの議案第1号『平成24年度一般会計補正予算（第1号）』22ページ、山村振興施設費に同額を計上させていただきました。修繕費の未執行につきましては、教育委員会事務局を指揮監督する立場にあります私の事務局職員への監督不行届でありまして、町理事者をはじめ議員の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げる次第です。今後は、このようなことが二度とないよう職員への指導を徹底してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。58ページの民生費の中で、大江へき地保育所運営委託料の執行残といえますか、これ、先程の児童数の減少ということで、先生の1名減ということをしている説明がございました。この中でですね、年々大江小学校も廃止ということで、年々児童数が減少するという一方ですね、町の持ち出しが結構補助金が大江保育所に限らず、銀山保育所にも出ているわけでございます。それで、ちょっとここでお聞きしたいのですね、まず大江保育所に現在何名、そして銀山保育所に何名おられるのか。それとですね、まずここから説明いただきたいと思います。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）現在のところ、両施設、銀山へき地保育所、それから大江保育所につきましては定数30名ですが、どの施設とも入所申込数が13名ということでございます。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今の課長の方から定員30名のところ13名ということでお話がありましたけども、まず1点お聞きしたいのは、確かに地域のためにですね、子育てのためには必要だと思いますけれども、これから率直にお伺いしますけれども、これから児童数が増える傾向にあるのか、まず1点ですね。それとですね、最低どのぐらいの児童数までこのへき地保育所としてですね、運営を認めていくのか。もしですね、その辺、町としてきちんとした施策があるのであれば、ここでご説明いただきたいと思います。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）実は昨年でありますけれども、大江につきましては大体平均いたしまして14名くらい、実は最大で16名という入所の人数がございましたが、実際には30名の定員のところということでありますので、20名以上超えた場合については保育士を追加してこれに当たらせるということでやっておりますが、20名には至らないと、ただ、その年その年の変動がございまして、入所する児童の数の増減いたしております。ただ、今までどちらかといいますと、仁木町から町内から来られている父兄の子供さんが多かったんですが、最近では人数はきちんと把握はこちらの方ではないんですが、大江の子どもさんが1人、2人とやはり地元へ根づいた形ですね、地元の子をこの大江の保育所という思いが父兄の中で強い、こういう中で入所に入ってですね、大江の中で育っているという部分がございまして。確かに少子高齢化ということで子供の数は減っていく部分にはありますが、銀山もそうありますけれども、徐々にではありますが、地元で子どもが生まれ、その子どもたちが地元の保育所に通いたいということの接合が強くなってきていることは事実でございます。以上です。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今の課長の説明は本当にごもっともだと思います。できる限りですね、地元でやはり生まれ地元で育ててあげるのがベターかなと思うんですけども、ここでは先程から今、ちょっと今平均の人数がですね、私の方のマイクの方にちょっと聞こえなかったもので、ちょっとわからなかったんですけども、あとですね、やはりこの銀山保育所、大江保育所しかりですね、本町にも仁木の保育所があるんです。それでですね、これなんでやっぱり少数でも来るかということは、やはり季節保育所ということで親にすれば料金の問題があると思うんです。そこで、地元の保育所から余市へ流れている人数ですね、どの程度いるのか。そしてですね、これ、なぜよそへ仁木町本町から流れるか。確かに昔っていいですか、仁木にできた頃はいろいろな制約がございましてですね、所得割だというような問題があつてですね、所得の高い方はどうしても余市へ流れるというような傾向がございました。それでですね、これも自分たちの子どもたちのときからあるので、かなり年数が経っていると思うんですけども、そろそろこの、何ていうんですか、鎖をですね、外せるような努力はですね、町としては考えられないでしょうかね。もうおそらく30年以上経っていると思うんでやはりですね、そういうその国からもらって、補助金としてもらって建てたその制約はあると思うんですけども、やはりこの少子高齢化なった時点でですね、そろそろ国もですね、そういうその縛りを解き放つ時代が来たんじゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、その辺、今後ですね、町としてどのような方向で取り組んでいくのか。はたまた国がこういうことだからそれは絶対無理なんだよというような方向でいるのか。その辺、ちょっとお聞かせを願いたいなと思いませんけれども。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）現在の状況から申しますと、実際に仁木町から余市町に流れている、幼稚園でありますとか、こういう方は実際におります。また、越境でですね、仁木町の保育園の方へ親の仕事の都合でですね、2名から3名、この子どもさんたちが通ってきているのも事実でございます。今の現状といたしましては、規制はしておりません。ですから、自由に余市へ行ったりですね、仁木へ来たり、また、大江の保育所についてもそうですけれども、仁木町から大江まで通ってですね、親御さんが油代かけてですけども保育をお願いして育てているということもございます。逆に、今まで大江に通っていた親御さんが仁木への保育園へ移るといっても1名とか2名とかそういうこともございます。ただ、状況的には触れてございますので、親御さんの状況でありますとか都合でありますとか、また育児の関係の中で、いろいろ考えられてされていることとは思いますけれども、先程言いましたようにやはり両保育施設のへき地保育所でもありますけれども、何としてもやはり地元で子どもを産み増やし、そしてその中からここで育ちゆくように親の願いとして育てていきたいという、私たちも年に数度保育所を訪問したり、また父兄の方といろいろと懇談的にお話を伺っているんですが、大江につきましてもぜひとも残していただきたい、こういう中でベテランの保育士さんが言ってですね、本当に子供のことを一生懸命考えてくれる、また金額的なことも安いということもありまして、経済的なことを考えるとどうしてもそういう施設も必要であるという父兄の声も大きくありますので、何とか維持をしながらこのまま進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（水田 正）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）今、門脇課長からも申し上げておりますけれども、縛り、鎖を外す、縛りって理解できなかったんですけども、要は幼稚園のことを言われているのどうかということなんですけれども、も

しそうだと思えばですね、これは議員ご承知のとおり、保育所というところは両親が働いていないといけません。そういう縛りがあるんです。これは厚生労働省の部分ですから、今補助金っていう形でお金をいただいていますので、それを両親が働いてないのに子どもを入れるっていう部分はですね、その補助金は該当しなくなりますので、それは外せれないと思います。あくまでも幼稚園の部分ですね、親御さんがどちらかが働いているけども日中家庭にいるというそういう部分で、保育所に預けられないので幼稚園に、仁木にはありませんので、余市町の幼稚園に通っているという部分でございます。その辺は理解をいただきたいというのと、広域入所ということで先程門脇課長も言いましたが、余市から通勤途中なので、仁木の保育園に入れる方も2～3名、毎年おられます。そういう意味では、利用しやすくなっているのかなと。逆にいうと、仁木から余市もあり得るでしょうけれども、一応仁木から余市へ来ている方が多いという部分です。それと、へき地保育所の部分ですけども、これは行革プランの時にいろいろ議論されております。その中で、両へき地保育所は親の負担、6000円だったものを2000円上げてでも8000円ということで親が負担をして、保育所を残していただきたいという部分でございました。これにつきましては、今のところ複数の人数がおりますので、現在のところどうのこうのという部分では考えておりません。これが、子どもが減少してきて、さらに保育所としての運営はどうなのかという時点では考えていかなきゃならないと思いますけども、現在ところでは、町としてはこのまま運営していくという考えでおります。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。58ページの乳幼児医療費のことですけれども、これは足りて執行残でこれ出ているんでしょうか。何人ぐらい乳児医療費を払っているのか。それと、75ページの町営住宅のこれ、何かこう工事のここをしていないとかいうことでこういう大きな金額が残として残ったのでしょうか。その2点お願いします。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）乳幼児医療費の執行残でございますが、対象者は145人いまして、すいません今、支払っている人数は今ちょっと把握してないので、ちょっとお時間いただければなと思いますけども、乳幼児医療費につきましては、当初468万円見ていたわけでございますけども、3月見込みで460万5150円ということで、その部分の執行残でございます。以上でございます。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）銀山中団地ですね、建設事業の8352万2000円の減であります。これはですね、ぎんれい36建設に伴いまして、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、4工事ですね、執行残、落札率が平均81.57%になりましたので、その分の落札残の関係であります。以上であります。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）乳幼児医療費の人数はいいんですけれども、26ページの道支出金の方でね、補助金が医療費として払っていますよね。その関係っていうのはどうなっているんでしょうか。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）乳幼児医療費の実績でございますけれども、交付決定額が171万3000円ございまして、予算額が149万9000円であったということで21万4000円の増ということでございます。これが補助対象分ということでございます。以上です。

○議長（水田 正）それでは、その他ございませんか。林君。

○6番（林 正一）6番、林。先程、保育所の人数と先生のことで話があったんですけども、例えば、保育所なんかは1歳から行きますよね。1歳から2歳までの人が13人いたとしたら、例えば先生は何人いるんですか。これ、保育士とは違いますからね。3歳の人ほどのくらいとか言いますけれども、これ保育所なんかだったら、来年学校だとか言いますが、5歳か6歳ですよ。例えば、1歳から2歳になる人が13人いたら、これ保育士は何人いなきゃいけないんですか。その歳で何人って決まっていると思うんですけども、私忘れたものですから、教えてほしいと。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）へき地保育所につきましては、先程言いましたように基本的には20名超えた部分でもう1名プラスということで、3名で見ていただくことになっています。ただ、今お話のように保育所の数については、例えばにき保育園でありますとか、こういう場合については、定数が決まっております、例えば幼児おおむね3名について1名であるとか、それから、満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6名につき1名、そして満3歳以上4歳に満たない幼児おおむね20名につき1名と、そして満4歳以上の幼児がおおむね30名につき1名ということで、これについて保育所配置するというので、やはり1歳児が増えたりだとか2歳児が多くなるとか、こういう場合については、その人数に合わせた形で加配をしていくと。当然、これに加えて、親御さんの支払いの部分も多くなりますけれども、当然国からの手厚い補助金も入りますので、これは経営的に成り立っていくということで、そういう部分です、今言いましたこの人数におきまして、にき保育園の場合については、配置をしていくということで今進めております。以上です。

○議長（水田 正）林君。

○6番（林 正一）今、大江保育所のことなんです、現在13名って言われたんですけども、その13名で1歳から2歳っていう人は何名ぐらい、2歳から3歳ってわかりますか。わかれば教えてください。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）大変申し訳ございません。人数の方はちょっと押さえたんですが、年齢別は今ちょっと押さえていないんですけども、この中でへき地保育所の方とお話している中では、この現状の中で子どもさんを見れるということでお話を伺っております。以上です。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）ないようですので、これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算専決（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専

決第4号)』は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時53分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前に、上村議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）午前中の乳幼児医療費、何人に払っているかという質問でございますが、延べで2184人の方にお支払いしております。それとですね、私対象者を145人と申し上げましたが、正しくは149人でした。訂正し、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

## 日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

### 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（水田 正）それでは、日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。続きまして、専決処分書でございます。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年3月30日、仁木町長 三浦敏幸。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ72万円を減額いたしまして、予算の総額を2億2556万7000円とするものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成24年3月30日専決、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第2号『平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計72万円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億2556万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計72万円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億2556万7000円とするもの

でございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から5款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳でございますが、その他財源で1万6000円の増、一般財源が73万6000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては収入見込み、又は額の確定によりまして115万3000円を増額補正するものでございます。2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても収入見込み、又は額の確定により9万4000円を増額するものでございます。

次に6ページ、2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、額の確定により1万7000円を増額するものでございます。

次に7ページ、財産収入につきましては利子がなかったため1000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に、8ページでございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、額の確定により人件費で10万5000円の減、国保税収入増に伴う分といたしまして187万5000円の減、合計198万円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款、諸収入、延滞加算金及び過料につきましては、延滞金がなかったため1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。預金利子につきましても預金利子がなかったため、1000円減額いたしまして廃項とするものでございます。3項、1目、雑入につきましては、その他雑入の納税証明手数料の収入がなかったことによる1000円の減額補正でございます。

次に11ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費10万5000円の減額補正につきましては、2節、給料、3節、職員手当等、19節、負担金補助及び交付金、それぞれ執行残を減額するものでございます。3目、特別対策費12万円の減額補正につきましては、臨時職員賃金の交通費分を減額するものでございます。2項、徴税費、次のページにまいりまして、1目、賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、13ページでございます。公債費につきましては、これは一時借入金がなかったため11万円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

次に、14ページでございます。4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金につきましては、支出額の確定による13万3000円の減額でございます。

次に、15ページでございます。予備費につきましては25万2000円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

17ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は承認することに決定しました。

---

### 日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（水田 正）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第3号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め、平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。続きまして、専決処分書であります。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年3月30日、仁木町長 三浦敏幸。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ802万8000円を減額し、予算の総額を4億5054万6000円とするものです。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成24年3月30日専決、仁木町長 三浦敏幸。詳細につきましては、岩佐財政課長より説明を申し上げますので、審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第3号『平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から5款、諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計802万8000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を4億5054万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出

合計額から補正額の合計802万8000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を4億5054万6000円とするものでございます。

3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他の財源1万4000円の増、一般財源804万2000円の減でございます。

続きまして5ページ、歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、1目、使用料につきましては収入見込み、又は額の確定により91万6000円を増額するものでございます。2項、1目、手数料につきましては、額の確定により29万7000円を増額するものでございます。

次に、6ページでございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出の減によりまして923万9000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、過料につきましては、収入がなかったため1000円を減額いたしまして、廃目とするものでございます。その下の預金利子につきましても利子がなかったため、1000円を減額いたしまして、廃項とするものでございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費45万2000円の減額補正につきましては、3節の職員手当等から次のページにわたりまして、19節、負担金補助及び交付金まで、それぞれ執行残を減額するものでございます。10ページ、2目、維持管理費386万4000円の減額補正につきましても、7節の賃金から12ページにわたりまして、18節、備品購入費まで、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、13ページでございます。3款、1項、公債費、2目、利子370万2000円の減額補正につきましても、執行残及び一時借入金があったことによる減額でございます。

次に、14ページでございます。予備費につきましては1万円を減額いたしまして、廃款とするものでございます。

15ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号、『専決処分に事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は承認することに決定しました。

## 日程第9 承認第4号 専決処分手項の承認について

### 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（水田 正）日程第9、承認第4号『専決処分手項の承認について・平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第4号でございます。

専決処分手項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）でございます。専決処分書であります。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成24年3月30日、仁木町長 三浦敏幸。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ285万7000円を減額いたしまして、予算の総額を5584万6000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額を第1表で表しているというものでございます。平成24年3月30日専決、仁木町長 三浦敏幸。詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第4号『平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計285万7000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5584万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計285万7000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5584万6000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源285万7000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入済額によりまして144万2000円を減額するものでございます。2目、普通徴収保険料につきましても、収入済額によりまして73万4000円を減額するものでございます。

次に6ページ、3款．繰入金、1項．一般会計繰入金、1目．事務費繰入金64万6000円の減額につきましては、人件費9万2000円の減及び事務費55万4000円の減によりまして64万6000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。諸収入につきましては、各項すべて収入がございませんでしたので廃款とするものでございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費9万2000円の減額補正につきましては、職員手当等執行残を減額するものでございます。

次に、10ページでございます。2款．1項．1目．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料給付減に伴う納付金の減及び延滞金収入がなかったことによりまして、217万7000円を減額するものでございます。

次に、11ページでございます。諸支出金につきましては、それぞれ支出がなかったことによりまして、全額減額し廃款とするものでございます。

次に、12ページでございます。予備費につきましても執行がなかったことにより、全額減額し廃款とするものでございます。

13ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております。後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は承認することに決定しました。

## 日程第10 議案第1号 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（水田 正）日程第10、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1

号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ373万6000円を追加いたしまして、予算の総額を32億5447万円とするものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第1号『平成24年度一般会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から20款、諸収入にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計373万6000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を32億5447万円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費にそれぞれ補正いたしまして、3ページ、歳出合計額に補正額の合計373万6000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を32億5447万円とするものでございます。

次に5ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金100万8000円の減、その他財源270万円の増、一般財源204万4000円の増となっております。

次に7ページ、歳入でございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金237万2000円の減額内容につきましては、児童手当法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴いまして、3節、子ども手当負担金が平成24年2月から3月分となったことによるため、2994万2000円を減額し、新たに児童手当負担金として本年4月から平成25年1月分が交付されることにより、2757万円を増額する補正でございます。

次に8ページ、15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金、118万4000円の増額につきましても、子ども手当負担金498万円を減額し、新たに児童手当負担金616万4000円を増額する補正でございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金18万円の増額につきましては、経済センサス調査費委託金の交付が決定したことによる増額補正でございます。

続きまして、9ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として204万4000円を増額補正するものでございます。2目、ふるさと振興基金繰入金20万円につきましては、本年3月23日に苫小牧市在住の滝上義一より銀山小・中学校への図書購入費として20万円の寄附を受けたものでございまして、歳出、教育費で図書購入費を計上してございます。

次に、10ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入250万円の増額補正につきましては、大江連合町内会長が申請しておりましたコミュニティ助成事業が4月10日に財団法人自治総合センターの助成決定を受けた旨後志総合振興局長から通知がありました。助成金につきましては、一旦町に交付されますことから歳入及び歳出予算同額を今回補正で計上してございます。

次に11ページ、歳出でございます。1款、1項、1目、議会費158万9000円の減額補正につきましては、

4月1日付けの人事異動及び共済費の率の変更に伴います給料90万7000円の減、職員手当等43万1000円の減、共済費25万1000円の減によるものでございます。

次のページに移りまして、12ページでございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費686万円の減額補正につきましても、4月1日付け人事異動及び共済費の率の変更に伴います給料267万2000円の減、職員手当等368万2000円の減、次のページに移りまして、13ページ、共済費50万6000円の減でございます。次のページ、14ページに移りまして、5目．企画費250万円の増につきましても、歳入で申しあげましたコミュニティ助成金でございます。2項．徴税費、1目．税務総務費508万5000円の増額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。

次に、15ページでございます。3項．1目．戸籍住民登録費1万7000円の増額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。5項．統計調査費、1目．統計調査総務費7000円の増額補正につきましても、共済費の率の変更に伴う増額でございます。6目．経済センサス費につきましても、目の新設でございます。経済センサスにかかる消耗品費14万円、郵便料2万1000円、16ページに移りまして、電話料2万1000円、コピー使用料2万1000円の計20万3000円を増額させていただくものでございます。

次に、17ページでございます。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費352万2000円の減額補正につきましても、それぞれ人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。2目．老人福祉費2万1000円の増額につきましても、共済費の率の変更に伴うものでございます。

次のページに移りまして、18ページでございます。5目．国民年金事務経費1万1000円の増額につきましても、共済費の率の変更に伴うものでございます。6目．後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金98万5000円の増額補正につきましても、4月1日付け人事異動に伴う人件費分を増額するものでございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費につきましても、国庫支出金が減額されたことによる財源内訳の変更でございます。

次のページ、19ページに移ります。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費6万5000円の減額補正につきましても、職員手当等共済費におきまして、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。5目．上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金2万5000円の減額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う減額でございます。

続きまして、21ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費1万円の増額につきましても、共済費の率の変更に伴う増額でございます。2目．農業総務費350万6000円の増額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。

次に22ページ、5目．山村振興施設費105万円の増額補正につきましても、山村開発センターの施設維持修繕といたしまして、火災受信機及びそれに付随する自動火災報知設備の修繕が必要となっておりますので、今回増額させていただくものでございます。次に、6目．農道整備事業費127万8000円の減額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う減額でございます。

次に、24ページでございます。7款．1項．商工費、1目．商工総務費454万8000円の減額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う減額でございます。2目．商工振興費145万円の増額補正につきましても、商工観光係に臨時職員を配置するため、今回増額させていただくものでございます。

続きまして、26ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費2万円の増、

2項. 道路橋梁費、1目. 道路橋梁総務費1万円の増額補正につきましては、共に共済費の率の変更に伴う増額でございます。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費24万8000円の増額補正につきましては、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。

次に、28ページでございます。10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費599万9000円の増額補正につきましては、給料、職員手当等、共済費の人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。29ページでございます。2項. 小学校費、2目. 教育振興費10万円の増額補正につきましては、図書購入費として銀山小学校で10万円の寄附を受けましたので、その分を計上するものでございます。3項. 中学校費、2目. 教育振興費10万円の増額補正につきましても、小学校費同様、図書購入費として銀山中学校へ10万円寄附を受けましたので、10万円を計上するものでございます。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費322万9000円の増額、次のページにまいりまして、30ページ、5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費465万9000円の減額、31ページの3目. 学校給食費173万1000円の増額につきましては、それぞれ人事異動及び共済費の率の変更に伴う増減となっております。

33ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。18ページの子ども手当なんですけどね、ちょっとところどころ内容が政府の方で変わるのでわからないんですけれども、今、何歳から何歳まで子ども手当が当たるのか。歳入の方でね、8ページですか、この負担金なんかの額は違いますけれども、どういうふうに補助が出て、町ではどういうふうに配分しているのか。そこのところをちょっと詳しく教えてほしいんですけれども。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の上村議員からのご質問でございますけれども、今回、子ども手当から最終的に児童手当ということに変わりました。これにつきましては、平成22年の3月までは児童手当ということで進められておりましたが、平成22年の4月からは子ども手当ということで、このときには0歳から中学卒業まで、1人一律1万3000円ということで支給されておりました。この一番最初の時点では、約160世帯の256名のお子様がこの手当をいただいておりますが、平成23年になりまして子ども手当の国会での合意ができないということから、つなぎ法案に変わりました。9月から暫定的に継続されて10月以降については、子供特別措置法という中で支給をしていくということで決まりました。現在の支給の内容でございますけれども、この支給額は0歳から3歳まで、これは変更となりまして1万5000円です。当初1万3000円だったんですが、1万5000円に変更しております。3歳から小学校修了までの第一子、第二子、これが1万円です。この前の子ども手当は一子、二子、三子関係なく1万3000円ございました。ただし、0歳から小学校修了までの第三子については1万5000円支給となります。ですから、0歳から3歳までと3歳から小学校修了までの第三子については1万5000円が当たる。それ以外は1万円ということで、中学生は一律1万円となります。現在のところ、所得の制限はございませんが、本年の6月から所得制限の基準を設けまして、年齢にして、年齢といいますか基準がですね、年収が960万円以上。夫婦と児童2人、この場合のモデルケースといたしまして、要するに所得制限を掛けると。ただし0円とはならずでですね、一律この子に対しては5000円が支給されます。ですから、0円ではございません。ですから、全員の子ども

さんに大小なりとも手当が行くという、こういう今システムになっております。それで、ここに出てきまず予算の関係でありますけれども、まず、8ページの道支出金の関係でございますけれども、ここで民生費の子ども手当負担金498万円の減額、その一段下に児童手当負担金ということで、児童手当負担金616万4000円の増となっております。これについての子ども手当負担金といいますのは、今回なくなりますので、ただしこれ生きるのは、平成24年の2月から、すみません、失礼しました、24年の2月から3月までは生きておりますので、この部分の支給とそれから24年の2月から25年の1月まで、これを減額いたしまして、要するに子ども手当の支給される2月・3月、この部分については残しますけれども、それ以降については、落とすということでございます。そして、児童手当の分については満度に4月から1月まで計上いたしますので、この差が出てくると支給額が変わってまいりますので、その分の金額の差がここに出てまいります。ところが先程、一番最初に質問されました18ページの方でありますけれども、これについては、今年度の4月から来年の1月までの10か月分、これを見ておりますので、児童手当と子ども手当が同額ということになります。ただし、この途中で先程も言いましたように所得制限の部分がありますので、この部分の変更が一部条件として重なる方については、例えば1万円をいただいているのか、1万5000円をいただいているのか、これが5000円に変わるという内容に変わる内容でございます。それで、当初国からは、地元負担ということで町の負担でございますけれども、0歳から3歳までの6.7%、それ以降については16.7%ということであったんですが、これが実質変更後につきましては、0歳から3歳まで8.9%、それ以後については同じ16.7%。当初の中学生については、全額国がというお話で進んでいたんですが、今回から町負担もこの分16.7%増えるということで、試算して出しております。以上でございます。

○議長（水田 正）他に、ございませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。22ページですね、山村振興費についてですね、再三、教育長の方から説明を受けてきたわけでございますけれども、これ1点ちょっと聞きたいんですけども、これ発注していないことがわかったのはいつであるのかと言うことと先程からちょっと聞きましたけども、要は火災報知器関係の工事なんですけども、今現在、工事されていないと思うんですけども、今現在、その支障などはあるんでしょうか。その点ちょっと教えてください。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）私がわかった時点は、もう既に3月の30日に、すなわちもう執行ができない状況で、係の方から未執行ということが報告されております。それで、今支障があるのかということで、万が一火災があった場合においては今使えませんので、支障が当然きたします。たまたまそういうことが、火災報知器を使うことが、発生がなかったものですから、何ともなく無事といいますか、進んでおりますので、早急にこれから、今日議会が通った後、早急に発注をしたいと考えております。以上です。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）今のご説明ですと、3月30日にわかって執行ができないということで、この臨時議会まで延ばしてきたということなんですけれども、それであればね、今までちょっとやってきました専決処分で行っていることが、多々いろいろな工事の中でもあると思うんですよ。それ、わかったのが3月30日なんですから、その後、専決でも私はできると思うんですけども、それをやってこなかった理由は何でなんですか。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）いつもですね、4月の臨時議会は4月中にありますので、当然4月にあると思っておりまして、それであれば専決をしなくても4月中の臨時議会にかけて十分間に合うのかなと考えておりました。たまたま最終的に議会が5月1日になったわけですが、そういうことで臨時議会に計上させていただいたという状況であります。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）確かにそうですね。いつも4月に臨時があるということで、その辺はわかるんですけども、やはり4月に臨時があろうが、5月に臨時があろうがですね、この程度はですね、やはり臨時議会にかけなくてもですね、誰が見ても聞いても、やはりこの一番大事なその火災という、大きな問題があるということですね、やはり職員が良いとか悪いとかじゃなくて、やはりやるものは、本当に大事なものがですね、やはりこれ、専決かけてきちんとやるべきことをやっておかないと、この1か月の間にですね、じゃあ万が一ですよ、火災があったとき、誰が責任取りますか。たまたまそういうものは発生しなくて、ここで今日ですね、議会の中で諮られているわけですが、やはりその辺町の管理としてですね、きちんとやるべきことはやってですね、専決できるものはやっているんですから、町長曰く、いつも本当に間に合わないものは専決でやっているんですから、やはりこの点、これからですね、これはもう過ぎたことで、ここで蒸し返すのはどうかと思いますけれども、やはりその辺きちんとですね、肝に銘じておかれまして、これからやはりきちんとやっていただきたいなとそうのように思います。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）今、横関副議長から言われた部分でありますけれども、当然これからですね、町の理事者側とも相談しながらですね、緊急を要するものについては、専決処分は専決処分です。今後対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（水田 正）その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第2号

### 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（水田 正）日程第11、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案の第2号でございます。

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2万5000円を減額し、予算の総額を9億8867万2000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正） 岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹） 議案第2号『平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金2万5000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を9億8867万2000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費と2款、施設費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計2万5000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を9億8867万2000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が2万5000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金、2万5000円の減額につきましては、4月1日付けの人事異動及び共済費の率の変更に伴う減額分が減となっております。

続きまして7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費536万2000円の増額補正につきましては、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。

次に9ページに移りまして、2款、1項、施設費、1目、施設管理費538万7000円の減額補正につきましても、人事異動及び共済費の率の変更に伴う減額でございます。

11ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（水田 正） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決しま

す。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第3号

### 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（水田 正）日程第12、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。

平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ98万5000円を追加し、予算の総額を6209万6000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第3号『平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金に98万5000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を6209万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費に98万5000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を6209万6000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料から5款 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款 総務費から4款 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源98万5000円の増でございます。

次に5ページ、歳入でございます。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金につきましては、4月1日付けの人事異動及び共済費の率の変更に伴います人件費分98万5000円を増額補正するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費98万5000円の増額補正につきましては、人事異動及び共済費の率の変更に伴う増額でございます。

9ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので後程ご高覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第4号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第13、議案第4号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）議案の第4号でございます。

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年5月1日提出、仁木町長 三浦敏幸。本件につきましても、岩佐財政課長より詳細について説明を申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第4号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

仁木町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例につきましても、所要の改正を行うものであります。改正の主な内容につきまして申し上げます。

まず、個人住民税につきまして、1点目といたしましては、年金所得者の方の申告手続の簡素化でございます。年金保険保険者から市町村に提出される公的年金等支払報告書において、寡婦控除の記載が追加されることとなり、申告手続の簡素化の観点から、寡婦控除の申告書の提出を不要とする改正でございます。2点目といたしましては、東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応措置でございます。被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長する特例措置、また住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例措置を講じる改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、1点目といたしまして、土地に係る負担調整措置の見直し及び継続

であります。課税標準の特例措置が適用されている住宅用地については、措置特例が段階的に廃止となり、それ以外の土地については現行の負担調整措置を継続するものであります。また、据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置も継続するものであります。2点目といたしましては、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人、財団法人に係る非課税措置の追加であります。平成20年の公益法人制度改革以前の公益法人のうち、一般社団法人、財団法人に移行したものについて、一定の要件を満たす法人に限り非課税措置の対象とする改正であります。

なお、改正附則といたしまして、4ページ下段、附則第1条にありますとおり、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は平成26年1月1日から施行するとするものです。

議案の改め部分の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第36条の2につきましては、町民税の申告にあたりまして、年金所得者の寡婦控除の申告書の提出を不要とする改正でございます。2ページ目、上段の第54条第7項から7ページ目、附則第15条までは地方税法の条項改正に伴う改正及び特例措置等を継続する改正でございます。8ページ目、附則第21条の2は、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人、財団法人かかる非課税措置の追加でございます。9ページ目、附則第22条の2及び10ページ目、附則第23条は東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応措置で、本町に該当者はございません。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。これによって仁木町の税額というか、変わることはあるのでしょうか。

○議長（水田 正）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）固定資産税におきまして、おそらく10万円ほどアップするのではないかという試算が今なされてございます。以上でございます。

○議長（水田 正）他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時04分**

---

**再 開 午後 2時04分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成24年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程いたしましたすべての案件につきまして、提案どおりご承認・ご可決を賜り、誠にありがとうございました。水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆さんに心より御礼を申し上げます。中西監査委員、高木教育委員長にもご出席を賜りましたこと、感謝を申し上げます。新年度がスタートしてから、早1か月が経過いたしました。各種事業の発注につきましては、各担当課において鋭意事務を進めております。遅滞することや失念することのないよう、緊張感を持って取り組んでまいりる覚悟でございます。今後におきましても、格別のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びに、水田議長、横関副議長はじめ、議員各位、中西監査委員、高木教育委員長におかれましては、各種行事等への対応で何かと大変かと思いますが、健康には十分ご留意の上ご活躍されますよう切にお祈り申し上げまして、第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたってのご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（水田 正）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成24年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

---

**閉 会 午後 2時07分**

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成24年5月1日（1日間）  
 （開会～午前10時30分／閉会～午後2時07分）

| 議案番号      | 議 件 名  | 議決年月日   | 議決結果 |
|-----------|--|---------|------|
| 承認<br>第1号 | 専決処分事項の承認について<br>平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）         | H24.5.1 | 承認可決 |
| 承認<br>第2号 | 専決処分事項の承認について<br>平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号） | H24.5.1 | 承認可決 |
| 承認<br>第3号 | 専決処分事項の承認について<br>平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）   | H24.5.1 | 承認可決 |
| 承認<br>第4号 | 専決処分事項の承認について<br>平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）  | H24.5.1 | 承認可決 |
| 議案<br>第1号 | 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）                            | H24.5.1 | 原案可決 |
| 議案<br>第2号 | 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）                      | H24.5.1 | 原案可決 |
| 議案<br>第3号 | 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     | H24.5.1 | 原案可決 |
| 議案<br>第4号 | 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について                               | H24.5.1 | 原案可決 |